

子有猶豫、鳥羽御乘船堀用平鋪座、倚子在御座邊、近代ハ勿論歟、内々御行歩必不用畫御座、御劔、内々用他御劔、近頃作法是非得咎歟、如御草鞋、六位奉仕雖有例、非普通事、

〔異本枕草紙上〕いやしげなる物

式部のぞうの尺、黒きかみのすぢあしき、くるぬりのだい、むしろばりのくるまのおそひ、しげううちたる、ぬの屏風のあたらしき、ふりくろみたるは、なかくなにもみえずなどして、いりどりゑがきたるが、さみゆるなり、やりどづしい、よすのすぢふとき、ゐなかこぼうしのふとりたる、まことのいづもむしろのた、みゆげいのすけのかりぎぬすがた、

〔徒然草上〕いやしげなる物の居たる、あたりに調度のおほき硯に筆のおほき、持佛堂に佛のおほき、前栽に石草木のおほき、家のうちに子孫のおほき、人にあひて詞のおほき、願文に作善おほく書のせたる、

貧 負債 研込

貧ハ、マヅシト云ヒ、又ハトモシトモ云フ、即チ財貨ノ乏少ナルヲ謂フナリ、我國ノ俗、古來清貧ニ安ズルヲ以テ尚シト爲シ、名利ノ爲ニ志ヲ屈セザルヲ以テ屑シト爲ス、而シテ貧ニシテ能ク其父母又ハ夫ニ事ヘ、或ハ其志ヲ立テ、業ヲ成スモノニ至リテハ、殆ド枚擧ニ違アラズ、今其著キモノヲ取テ、此篇ニ收載セリ、

負債ハ、他ノ財貨ヲ借用キルヲ謂フ、古クハ出舉ト稱シテ、政府又ハ一私人ヨリ財物ヲ人ニ貸シテ、其利息ヲ收メシコトアリ、事ハ政治部貸借篇ニ詳ナレバ、宜シク參看スベシ、

〔類聚名義抄三〕貧符巾反マツシ